

## 令和6年度人材確保支援システム構築等委託事業プロポーザル募集要領

### 1 事業の概要

#### (1) 委託事業名

令和6年度人材確保支援システム構築等委託事業

#### (2) 事業目的

高知県（以下「甲」という。）が取り組む人材確保支援として、県内企業に関心を持つ求職者等が、オンラインで常時県内企業との面談や就職活動イベントに参加できる「高知県人材確保プラットフォーム（仮称）」（以下「プラットフォーム」という。）を構築し、求職者等と県内企業とのマッチングの機会を増加させることにより、就職者の増加と県内企業の人材確保を促進することを目的とする。

#### (3) 委託期間

契約の日から令和7年3月31日（月）までとする。

#### (4) 事業内容

受託事業者（以下「乙」という。）は、次の各項目に関する業務を実施すること。

##### (ア) プラットフォームの構築及び運営支援

以下の①～④が実施でき、かつ通年で利用できるプラットフォームの構築及び運営支援（主に技術的サポート）を行う。

- ①甲主催のオンライン就職活動イベントの開催
- ②県内企業の事業内容や求人情報等の掲載及びオンライン会社説明会の開催
- ③求職者と県内企業等（就労支援機関等を含む）間でのオンライン面談の実施
- ④その他、オンラインを活用した県内企業の人材確保支援に関すること

##### (I) 必須要件

- ア 暗号化対応を行うこと
- イ パソコン、スマートフォン、タブレット等からのアクセス時に、デザインレイアウトの適正化が自動的に行えるように対応すること
- ウ パソコン、スマートフォン、タブレット等の最新のOSに対応すること。また、Windowsについては、Windows10及びWindows11に対応すること
- エ セキュリティ及びバックアップに関する業務の実施
- オ オンライン就職活動イベントにおいては、企業50社程度及び求職者等300名程度が参加可能であること
- カ 参加企業及び求職者等が無償で利用できること（通信料は除く）
- キ 求職者等が参加する際に使用するURLを事前発行できること
- ク 企業情報及び求人情報等の掲載が行えるブースを150社分設置できること
- ケ 県内企業や就労支援機関等が、企業説明会等のイベントや、随時の面談等が実

- 施できるシステム及びレイアウト構成とすること
- コ プラットフォームを利用する求職者が登録を行えるようにすること。なお、一度のアカウント登録で、以降は自由に利用できるようにすること。また、登録情報について公開又は非公開の種別が設定できる仕様であること
- サ 県において、求職者等へのメール送信やレイアウトの軽微な変更が可能となる管理画面を用意すること
- シ システムにおけるログの収集及び解析を行うこと

(II) その他の要求事項

- ア 乙は、プラットフォームのレイアウト構成については甲と協議のうえ作成すること
- イ 乙は、適宜プラットフォーム内の更新を行うこと。なお、更新内容については、あらかじめ甲と協議のうえ、内容を確認すること
- ウ 乙は、委託期間中において、甲の求めに応じてプラットフォームの運営にかかる技術的サポートを行うこと。なお、技術的サポートを行う対象は、プラットフォームを利用する参加企業や求職者等を含む
- エ 前項（I）の必須要件以外に有効性が高まると考えられる業務の実施

(5) ソフトウェア保守業務

(I) ソフトウェア構成管理及び運営

乙は、プラットフォームを構成するソフトウェアの設定情報又はプログラム仕様に変更があった場合は、ソフトウェアの構成管理を行う。

(II) バージョンアップ及びパッチ適用業務

乙は、甲の指示に基づき、システムを構成するソフトウェアのバージョンアップ及びパッチ適用を行う場合は、その適用の可否を判断する。判断の結果、適用可能と判断した場合は作業を行う。この作業には、動作試験等も含まれるものとする。さらに、適用したソフトウェアが動作するシステム環境を整え、納品作業を行い、その結果を成果物とともに甲に報告する。適用不能と判断した場合には、その旨を甲に報告する。

(III) システム復旧業務

乙は、システムに障害が発生した場合は、甲の指示に基づき、バックアップ情報からシステムの復旧を行い、システム復旧の成功を確認する。その後、結果を甲に報告する。また、システム復旧が失敗した場合には、更に一世代前のバックアップ情報からシステムの復旧を行い、バックアップ情報が存在しなくなるまでこれを繰り返す。バックアップ情報が存在しなくなった場合は、システム復旧計画とともにその旨を甲に報告する。

(IV) 障害等原因調査業務

乙は、甲の指示に基づき、システム障害又はセキュリティ事案発生による障害等の原因調査を指示された場合は、すみやかに調査を行い、その結果を甲に報告する。

(V) ソフトウェア保守付随業務

ア 問い合わせ対応

乙は、ソフトウェアに対する問い合わせの対応を行う。また、求職者等からのアカウント登録等の問い合わせなど、システムに関する問い合わせの対応を行う。

イ コンサルティング

システムの運用に関連した技術動向の把握、効果的・効率的なソフトウェアの提案、個別依頼事項に基づくソフトウェアの調査を行い甲に報告するなど、当該ソフトウェア 保守におけるコンサルティングを行う。

(6) 委託業務のサービス要件

①基本要件

サーバのセキュリティ対策（サーバの認定、修正パッチの適用、ウイルス対策、ソフトの調整等）は次のとおり実施すること。

ア ウイルス定義ファイルは適正に更新すること

イ 不正アクセスが検知された場合は、速やかに県に報告し、対策を行うこと

ウ セキュリティ対策の作業手順を定めること

エ 受託事業者などがインターネットを介してサーバの内容を更新する場合は、十分なセキュリティに配慮すること

オ 個人情報等の取り扱いにおいては、ISMAP 認証済みのクラウドサービスを利用すること

カ 高知県情報セキュリティポリシーを遵守すること

②サービスレベル

システム障害又はセキュリティ事案発生時における一次切り分けに要する時間は24時間以内とする。ただし、障害の規模が大きく、時間を要することが明確な場合は、早急に状況を確認し、甲と協議のうえ対応を決定すること。

(7) 委託業務の体制

乙は、運用保守業務体制について、業務担当者、システム運用業務責任者及びソフトウェア保守業務責任者をそれぞれ任命し、適正な人数編成、業務にあたること。

①業務時間

システムの運用時間は24時間となる。ただし、システムの保守等にかかるサービスの提供時間は、祝祭日・年末年始休暇を除く平日の8時30分から17時15分とする。

また、上記以外の時間帯における就職活動イベントや面談等の実施時間や、重大な障害の発生等、緊急対応が必要となった場合はこの限りではない。なお、緊急連絡先を両者で確認すること。

## (8) 委託業務の成果物

### ①成果物の内容

次の(ア)については、契約日の翌日から令和7年3月31日(月)までの運用期間中の各月において、翌月の10日(当該日が高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)に規定する休日の場合は、県の休日の翌日)までに事項をまとめて甲に報告すること。

(イ)については、令和7年3月31日(月)までに事項をまとめて甲に報告すること。

なお、(ウ)は、対応後速やかに報告すること。ただし、該当がない場合は省略することができるものとするが、その旨を(イ)の年次報告書に記載し、甲に報告すること。また、それ以外の成果物における報告については、別途甲と協議のうえ決定すること。

#### (ア) アクセス解析等<月次報告>

- ・訪問者数(全体及びイベント別等)
- ・掲載企業ページ(または企業ブース)等への訪問者数
- ・利用登録者数(全体及びイベント別等)
- ・掲載企業数(全体及びイベント別等)
- ・企業のオンライン会社説明会等の開催回数
- ・企業と求職者等のオンライン面談の回数
- ・その他、甲と協議のうえ決定した報告事項

#### (イ) 事業実施報告書<年次報告>

- ・実施した業務内容の全体総括及びアンケート等の集計・分析結果等
- ・システム動作確認の報告
- ・更新情報管理状況の報告
- ・セキュリティ管理状況の報告
- ・上記(ア)に掲げるアクセス解析等の総括
- ・プラットフォームのレイアウト構成図等のシステム関連の設計書

#### (ウ) 障害管理等<発生した場合のみ報告>

- ・障害報告書(原因、対策及び実施を記載すること)
- ・甲との打合せ議事録

### ②形式等

運用期間を通じたレポートを電子データにて提出すること。

### ③納入期限並びに納入場所

令和7年3月31日(月)までに高知県商工労働部企業誘致課に納品すること。

#### (9) 個人情報の保護

受託中に知り得た情報や個人情報は適正に管理し、決して漏えい、不正使用を行わないこととし、当該契約が終了した後においても同様とする。

#### 2 見積限度額（消費税額及び地方消費税額を含む。）

4, 1 3 6 千円

#### 3 審査委員会の設置

別途定める「令和6年度人材確保支援システム構築等委託事業プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、令和6年度人材確保支援システム構築等委託事業プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置します。

#### 4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。

選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。7日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

#### 5 参加者の資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとします。

- (1) 高知県内に事業所（本社、本店又は支店等）を置く者であること
- (2) 高知県の物品購入等関係に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (4) 高知県物品購入等関係指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規定」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと

## 6 事前説明会

- (1) 日 時：令和6年5月22日（水）14時から
- (2) 開催方法：Zoomを使ったオンライン配信
- (3) 参加方法：令和6年5月20日（月）午後5時までに、以下の「高知県電子申請サービス」から参加申し込みを行ってください。なお、参加申し込みされた事業者には個別に参加方法をご連絡します。  
なお、プロポーザルに参加を希望する事業者は、必ず説明会に出席してください。

### 【高知県電子申請サービス】

[https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=10329](https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10329)

## 7 質疑と回答

質疑は、令和6年5月24日（金）正午まで、以下の「高知県電子申請サービス」で受け付けます。

### 【高知県電子申請サービス】

[https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=10327](https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10327)

また、質疑と回答の内容は企業誘致課ホームページに掲載します。

[ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150201/> ]

## 8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加申込書（別紙様式－1）に資格要件の確認書類を添えて申込みをしてください。申込みに当たって提出する書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

提出書類の名称	規格	提出部数
参加申込書（別紙様式－1）	A4縦	各1部
法人概要書（業務内容のわかるもの・様式自由）		
都道府県税（法人事業税）について滞納が無い旨の納税証明書（写しでも可）	—	
消費税及び地方消費税について滞納が無い旨の納税証明書（写しでも可）		

※納税証明書については、高知県の物品購入等に係る高知県競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（又は契約締結時まで登録が予定されている）場合は提出不要です。

### (1) 参加申込書

#### ①提出方法

持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）

#### ②提出期限

令和6年5月29日（水）正午（必着）

### ③提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20

高知県商工労働部企業誘致課 TEL：088-823-9693

### (2) 資格要件の確認

高知県商工労働部企業誘致課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、令和6年月日( )までに申込者へ電子メールにて通知します。

### (3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

①参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

②知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

## 9 企画提案書の作成

別途定める「令和6年度人材確保支援システム構築等委託事業のプロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

## 10 審査

別途定める「令和6年度人材確保支援システム構築等委託事業プロポーザル審査要領」のとおり。

## 11 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後5日以内に全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。  
高知県情報公開制度

[ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/joko-johokoukai-index.html> ]

## 12 日程

令和6年5月9日(木) 募集開始

令和6年5月22日(水) 事前説明会

令和6年5月29日(水) 参加申込及び資格要件の確認書類提出期限(正午)

令和6年6月3日(月) 企画提案書の提出期限(正午)

令和6年6月12日(水) 審査委員会(プレゼンテーション)(予定)

令和6年6月13日(木) 審査結果通知

## 13 提出書類の取扱い

(1) 提出された書類は返却しません。

(2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)

します。

- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第1項第3号の規程により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式-2により提出してください。

開示・非開示の判断は様式-2に基づき行うものではなく、様式-2を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開制度

[ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/joko-johokoukai-index.html> ]

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

#### 14 問合せ先

高知県商工労働部企業誘致課

担当者：大久保、林

TEL：088-823-9693

FAX：088-823-9268

E-mail：150201@ken.pref.kochi.lg.jp

#### 15 その他

- (1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
- ①提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
  - ②審査委員、県職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - ③プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合



様式－1

参加申込書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

所在地 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

令和6年度人材確保支援システム構築等委託事業プロポーザル募集要領に基づき、令和6年度人材確保支援システム構築等委託事業に関するプロポーザルに参加を申し込みます。

また、募集要領で定められた資格要件を全て満たすことを誓約します。

連絡先

担当者 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

※提出期限：令和6年5月29日（水）正午（必着）

様式－２

非開示理由の申出書

高知県知事 瀨田 省司 様

所在地 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合に、提出書類を開示することにより、今後弊社が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する部分及びその具体的な理由は次のとおりです